

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年12月
② 平成11年2月

私は、厚生年金保険と国民年金の切替えのとき、毎回国民年金保険料の未納期間が無いか確認し、無いと回答を得ていた。前後は納付済みであるのに、なぜ申立期間の未納があるのか納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、1か月と短期間であり前後の期間は国民年金保険料を現年度納付していることから、申立期間①の保険料は納付していたと考えても特段不自然ではない。

一方、申立期間②については、オンライン記録によると、申立期間②前の平成10年10月から同年11月までの期間及び申立期間②直後の11年3月の保険料が12年2月3日に過年度納付されており、申立期間②直前の10年12月及び11年1月の保険料がそれぞれ12年3月30日及び同年4月28日に還付充当処理されていることから、申立期間②は、同年2月に過年度納付するまでは、10年10月から11年3月までの連続した6か月の未納期間であり、当該過年度納付及び還付充当処理を行った残余の未納期間と考えられる。

また、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間②は平成9年1月の基礎年金番号制度導入後であり、国民年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 50 年 12 月に結婚した際、私の父から「嫁に行ってもすぐ国民年金の書類を渡すのも悪いので、自分の方で 51 年 3 月までは国民年金保険料を納付しておく。」と言われたことを記憶しているので、申立期間の保険料は私の父が A 市で納付していたはずであり、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の申立期間の保険料を納付していたとする申立人の父は、国民年金加入期間において未納は無く、保険料の納付意識の高さが認められる。

さらに、申立期間はオンライン記録において未納とされているところ、特殊台帳には、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月の欄に納付をうかがわせる印が押されている上、婚姻後の住所変更手続が遅滞なく行われ、申立期間後の保険料が納付されていることが確認できることを考慮すると、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

私が大学在学中の昭和36年に父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は自分が納付するようになるまで両親が納付してくれた。国民年金手帳を見せてもらったことがあり、私が学生で実家を離れていたため両親が国民年金手帳を保管してくれた。また、知人から当時の保険料は町内会でまとめて役場に持って行ったかもしれないということを聞いている。

申立期間は未加入とされているが、昭和36年4月から50年3月まで納付済みという同年3月12日付けのA市長名の入った納付証明書を所持しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和36年4月～50年3月まで納付済であることを証明します」と記載され、当該期間について「納付済」印が押されたA市長名の文書を所持しており、当該文書について、A市は、「様式は以前に市役所で使用されていた国民年金の紙台帳であると思われ、押されている市長の氏名印は現在使用しているものとよく似ており、当時であれば、こういう形で証明を出すことも考えられる。」と回答しており、申立人がほかの地区に在住中の期間についても納付済みの印が押されていることについては、「内容が合っているかどうかは別だが、社会保険事務所（当時）に問い合わせるなどして記録した可能性があると思う。」と併せて回答している。

また、B町（現在は、C市）役場で年金係を担当していたとする申立人の友人は、「B町では、当時、自治会が該当者を国民年金に加入させ、国

民年金保険料の収納も自治会が行っており、大学生については親に確認して任意加入させ、他市に移っても親が保険料を納付していたことがあったと思う。」と供述している。

さらに、C市役所は、「B町で、昭和 36 年頃、自治会や婦人会などでまとめ役の人が集金していたようだ。」と回答しており、当時、同町役場に勤務していたとする別の申立人の友人は、「申立人の母は婦人会の代表をしていたことがあり、保険料の集金にも関わっていたのではないか。」と供述している。

加えて、申立人は、申立期間以降は全て保険料を納付済みである上、平成 8 年 4 月以降は付加保険料を納付しており、納付意識が高いことがうかがえる。

以上のことを考え併せると、申立人の所持する A 市長名の文書の信^{びょう}憑性は高いものと考えられ、申立人が申立期間において国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和 37 年 5 月 1 日から 43 年 4 月 1 日までの期間は本来国民年金に加入することができない D 共済組合の組合員期間との重複期間であることが判明しているが、当該期間については行政側に本来納付できない D 共済組合員期間に係る保険料を収納した過誤があり、オンライン記録において当該保険料を還付した記録も無いことから、申立人が申立期間の保険料を納付し、40 年以上の長期間にわたって国庫歳入金として扱われていたことは明らかである上、申立期間の D 共済組合員期間については、退職一時金が支給済みであり、D 共済組合員でなかったものとみなされることを踏まえると、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値し、制度上国民年金の被保険者となり得ないことを理由として申立期間の保険料を還付することは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年5月から8年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年5月から8年1月まで
② 平成8年8月

私は、申立期間当時、学生であったので、私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は母が行ってくれた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の納付記録から、平成6年11月から7年9月までの期間に行われたことが推認でき、加入時点において申立期間①の国民年金保険料は現年度納付が可能である。

また、申立人は、保険料は母が納付してくれたと申述しているところ、申立期間①は9か月と短期間であり、申立人は申立期間②を除き申立期間①の前後の期間の保険料は全て納付済みとなっていることから、申立人の母が申立期間①の保険料を納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立期間②の保険料については、オンライン記録によれば、保険料の時効が到来した後の納付であったため、過誤納付として時効未到来の未納期間である平成8年9月の保険料に充当され、引き続き同年9月から9年2月までの保険料についても時効後の納付として翌月分へ順次充当されていることが確認できることから、申立期間②は過誤納付した時点まで未納であったことがうかがえる。

また、申立人が申立期間②の保険料を時効到来前に納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年5月から8年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から52年3月まで

私は、昭和50年6月に勤めていた会社を退職し、その後、独立して仕事を始めるに当たり、健康保険及び年金は個人で加入しないといけないことを当時から熟知していたので、場所は覚えていないが、同年7月頃に自分で国民健康保険及び国民年金の加入手続に行き、主に妻が二人分の国民健康保険料及び国民年金保険料を集金人に納付したはずである。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和53年3月頃に払い出され、同時期に申立人は国民年金の加入手続を行ったことが推認できることから、加入時点において、申立期間のうち、51年1月以降の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

また、申立人の保険料を納付していたとするその妻は、申立期間のうち、昭和51年1月から52年3月までの保険料を、申立人が国民年金の加入手続を行った53年3月に一括して過年度納付していることがオンライン記録において確認できる。

さらに、申立人は、独立開業するに当たり、資金には余裕を持たせて退職したと述べていることから、申立人は保険料を納付する十分な資力があつたことがうかがえる上、申立期間のうち、昭和51年1月から52年3月までの期間は15か月と比較的短期間であることを踏まえると、申立人の妻が自身の保険料と合わせて申立人の当該期間の保険料を過年度納付して

いたものと考えるのが自然である。

一方、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和 53 年 3 月を基準にすると、申立期間のうち、50 年 7 月から同年 12 月までの保険料は時効により納付することができず、申立人の保険料を納付していたとするその妻の保険料も当該期間が未納である上、申立人の妻は、当時は保険料を納付するとしたら夫婦二人分を納付しており、一人分だけを納付するという事はないと述べていることを踏まえると、当該期間の保険料を納付していたとは推認できない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から45年3月まで

私は、国民年金の加入手続についてはよく覚えていないが、当時住んでいた町営住宅の隣に住んでいた女性の役場職員が、自宅に集金に来ており、その集金人に国民年金保険料約800円を数回にわたって納付していたはずである。国民年金手帳にも「44.9～47.6納付済」と記載してあるので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和45年9月頃から同年11月頃までと推認でき、加入時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である上、申立期間当時の保険料は、年4回の納期限に基づき、通常、3か月分の保険料を納付することになっていたところ、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間当時の3か月分の法定保険料額におおむね符合しており、申立人の申述内容に不自然さはみられない。

また、申立期間は7か月と短期間であり、申立人は申立期間以降、長期間にわたり保険料を納付していることから、申立人が申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から37年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年7月から37年2月まで

私は、母と相談し、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料はA区Bの出張所の窓口でカウンター越しに納付したことを記憶している。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金制度が発足した昭和36年当初にA区で国民年金の加入手続を行い、出張所の窓口で国民年金保険料を納付したと述べているところ、A区では、申立期間当時、保険料の納付場所は出張所であったと回答しており、申立人の主張と合致する。

また、申立期間は8か月と短期間である上、年度別納付状況リストにおいて、申立人は加入当初に当たる申立期間直前の保険料を納付していることが確認できることから、引き続き申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不自然ではない。

さらに、申立人は申立期間以外の国民年金の加入期間に未納は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成9年9月から同年12月までは59万円、10年1月から11年2月までは32万円、同年3月及び同年4月は59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月1日から11年5月7日まで
私は、申立期間においてA社での標準報酬月額の記録が9万2,000円に減額訂正されているが、そのような額であった事実は無いので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成11年5月7日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、オンライン記録により、その5か月後の同年10月5日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が9年9月から同年12月までの期間については59万円から、10年1月から11年2月までの期間については32万円から、同年3月及び同年4月については59万円から、それぞれ9万2,000円に遡及して訂正されていることが確認できる。

また、A社の閉鎖事項全部証明書により、申立人は、取締役であったことが確認できるが、申立人は、「私はB（業務）を担当しており、社会保険事務は別人が行っていた。」と供述しており、元事業主も同様の証言をしていることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成9年9月から同年12月までは59万円、10年1月から11年2月までは32万円、同年3月及び同年4月は59万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年5月1日から同年10月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所（事業所記号：B）（現在は、C事業所）における資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和34年10月1日から同年11月14日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所（事業所記号：D）における資格取得日に係る記録を同年10月1日、資格喪失日を同年11月14日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月1日から34年11月14日まで
私は、昭和33年1月から49年6月までA事業所及びE事業所（当時）に継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白になっている。申立期間は確かに勤務し、厚生年金保険料を控除されていたはずなので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所から提出された事業主回答書及び人事記録並びに当時の人事担当者の供述から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同じ賃金職員として、申立人と一緒に勤務したとする元同僚は、「私は、昭和34年8月にA事業所F課に配属されたが、申立人

は既に同課に勤務しており、私が転勤した 35 年 4 月の時点でも、申立人は同課で継続して勤務していた。」と供述しているところ、当該元同僚は、申立期間において、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険被保険者記録を確認することができる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日については、i) A 事業所 (B) が昭和 34 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていること、ii) 同日に A 事業所 (D) が新たに適用事業所となっていること、iii) 上記元同僚を含む複数の者が同日に A 事業所 (B) で被保険者資格を喪失し、同日に A 事業所 (D) で取得していることなどから、申立人の A 事業所 (B) における喪失日を同日に、A 事業所 (D) における取得日を同日に、喪失日を同年 11 月 14 日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 事業所における昭和 34 年 4 月の社会保険事務所 (当時) の記録から、7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和 34 年 5 月から同年 9 月までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C 事業所は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、事業主が申立人に係る昭和 34 年 10 月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C 事業所は不明としているものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 35 年 2 月 1 日から同年 6 月 4 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を同年 2 月 8 日に、同社 B 事業所（事業所記号：C）における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 1 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人の A 社 B 事業所（C）における資格喪失日は、昭和 35 年 12 月 1 日であると認められることから、当該期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 2 月 1 日から同年 6 月 4 日まで
② 昭和 35 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 4 月に D 市の A 社に入社し、35 年 2 月に同社 B 事業所が火災になったため、復旧作業のため同社 E 事業所から同社 B 事業所に異動となり、43 年 11 月まで同社に継続して勤務していた。私の厚生年金保険被保険者記録において、同社 E 事業所から同社 B 事業所へ異動した時期及び同社 B 事業所が F 区 G（当時）から H 区 I へ移転した時期に、未加入期間が記録されているが、当該期間も給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A 社 B 事業所の当時の経理担当者、複数の元

同僚の証言及び申立人の勤務に係る具体的な記憶から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社E事業所から同社B事業所に異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたものと認められる。

なお、異動日については、申立人及び元同僚の供述から、昭和35年2月8日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和35年6月のオンライン記録から、1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、複数の元同僚の証言から、申立人がA社B事業所に勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録によると、F区にあったA社B事業所（C）は、昭和35年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年12月1日にH区において新規に同社B事業所（事業所記号：J）として適用事業所となっていることが確認でき、申立期間②において両事業所とも適用事業所ではない。

しかしながら、A社B事業所のF区における適用事業所（C）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の事業所所在地欄に、当該事業所が適用事業所でなくなった日（昭和35年10月1日）の後の同年10月12日付けで、F区GからH区Iに所在地変更されている旨の記載がある上、同社B事業所のH区における適用事業所（J）に係る適用事業所台帳に「これ以前 C 28.4.1～35.12.1」との記載があり、両事業所は適用事業所として継続していたことが確認できる。

また、申立期間②において、A社B事業所（C）は、適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和35年10月1日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のF区の

事業所（C）における資格喪失日は、H区の事業所（J）における資格取得日である同年12月1日に訂正する必要がある。

また、昭和35年10月及び同年11月の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における同年9月のオンライン記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月1日から12年1月16日まで

私は、昭和58年10月から平成12年1月までA区BのC社に勤務したが、9年12月から退職までの厚生年金保険の標準報酬月額が59万円から9万2,000円に減額されていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のC社における申立期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する59万円と記録されていたところ、平成11年12月20日付けで、9年12月1日に遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所において、申立人を含む8人に係る標準報酬月額の記録について遡及訂正されていることが確認できる。申立期間当時の役員は、「申立期間当時、社会保険料を滞納していたため、D社会保険事務所（当時）から指導を受け、役員を中心に申立人を含む8人の平成9年12月以降の標準報酬月額を減額し、滞納保険料に充当した。」と回答している上、同社の申立期間当時の事務担当者も、「申立期間当時、役員の標準報酬月額を減額したが、役員でなかった申立人も一緒に減額処理された。」と供述している。

さらに、E健康保険組合から提出された健康保険被保険者資格喪失届（写し）により、申立人のC社における厚生年金保険被保険者資格喪失時の標準報酬月額は59万円であったことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成11年12月20日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について9年

12月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 1 日から 36 年 6 月 30 日まで

私は、脱退手当金を昭和 37 年 2 月 12 日と 49 年 4 月 8 日の 2 回支給された記録になっているが、同年 4 月 8 日については、自分で請求し、受給したことを覚えているが、37 年 2 月 12 日については受給した記憶が無いので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立期間後も同じ敷地内にある関連会社に勤務していた申立人が、当該被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人は脱退手当金が支給されたこととなっている昭和 37 年 2 月 12 日の翌月に、次の事業所において厚生年金保険に再加入しており、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 5 月 30 日まで
② 昭和 39 年 6 月 8 日から 40 年 8 月 6 日まで
③ 昭和 41 年 10 月 1 日から 44 年 3 月 26 日まで

私は、社会保険事務所（当時）で、A社を退職後の昭和 44 年 8 月 1 日に脱退手当金が支給されていると説明を受けたが、同年 5 月に結婚し、B 県 C 区から D 県に引っ越していたため、脱退手当金は受給していないので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間③の直前に厚生年金保険被保険者資格を喪失している被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が申立期間③に係る事業所の関連会社である事業所における当該被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間①、②及び③は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人は脱退手当金が支給されたこととなっている時期には、既に国民年金に任意加入し国民年金保険料を納付しており、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和62年10月1日から63年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が38万円であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月1日から平成2年8月1日まで
私のA社における厚生年金保険加入期間において、それまでの標準報酬月額41万円が昭和62年10月に30万円に急減し、その後、63年10月に38万円に増額したものの、平成2年8月1日に44万円に増額するまでの間、41万円を下回っていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間のうち、昭和62年10月から63年9月までの期間の標準報酬月額は30万円と記録されているところ、A社から提出された厚生年金基金給付額計算書及びB健康保険組合から提出された組合員台帳によれば、当該期間の標準報酬月額は38万円と記録されており、オンライン記録と相違している。

また、A社の事業主は、「申立期間当時、厚生年金基金、健康保険組合及び社会保険事務所への届出書は複写式のものを使用していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和62年10月1日から63年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は38万円であったことが認められる。

一方、申立期間のうち、昭和63年10月から平成2年7月までの期間に係る標準報酬月額について、事業主は、「算定基礎届や厚生年金保険料納付が確認できる届出書等の証拠資料は何も保存されていない。」と回答している上、上記厚生年金基金給付額計算書及び組合員台帳によれば、申立

人の当該期間に係る標準報酬月額については 38 万円と記録されており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立期間のうち、昭和 63 年 10 月から平成 2 年 7 月までの期間において申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和 63 年 10 月から平成 2 年 7 月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 10 日から 40 年 12 月 21 日まで
私の厚生年金保険の加入記録において、A社に勤務した期間は脱退手当金を支給したと記録されているが、私は受給していないので、調査の上、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間はその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

しかし、申立人は、未請求期間について、「当時は独身で1円でも多く給料をもらいたいと考えていたので、厚生年金保険料の控除を負担に感じていた。」と供述していることから、申立人は未請求期間についても厚生年金保険に加入していることを認識していたものと推認でき、申立人が2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間30か月を失念して脱退手当金の請求を行ったとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金は、資格喪失日から約2年7か月後の昭和43年7月24日に支給決定されていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 6 月 20 日から 37 年 8 月 21 日まで
② 昭和 41 年 3 月 14 日から同年 7 月 1 日まで

私の厚生年金保険被保険者記録において、申立期間が脱退手当金支給期間となっているが、当時、脱退手当金の制度を知らなかった上、受給した記憶も無い。調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された厚生年金保険被保険者証は、再交付されたものである旨の表示が無いことから、A社において厚生年金保険に加入した際に発行されたものであると認められるところ、脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の押印をすることとされていたが、当該厚生年金保険被保険者証には「脱」の表示は無い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び②の間の3回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間は同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 28 日から 43 年 3 月 16 日まで
私が A 社に勤務していたときの厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金が昭和 43 年 6 月 28 日に支給されていると記録されているが、私は、同年 3 月に同社を退社してすぐに出産のため実家に帰り、同年 7 月末までいた。当時は脱退手当金の制度そのものを知らず、手続きした記憶も無く、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名が記載されたページとその前後の 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 43 年 3 月 16 日の前後 2 年以内に資格喪失した者で、資格喪失時に脱退手当金の受給資格を有する者は、申立人を含めて 18 人おり、そのうち脱退手当金の支給記録がある者は 3 人のみであることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にある 2 回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が 3 回の被保険者期間のうち、2 回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人の氏名は変更処理がされておらず旧姓で管理されていることが確認でき、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は申立期間の事業所を退職する前の昭和 42 年 10 月 14 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年11月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年11月から12年3月まで

私は、平成12年3月まで大学に通うためA県に居住していたが、10年10月まではB県の実家に住民登録していたので、両親が私の国民年金保険料を納付していた。同年11月にA県に住民登録を移してからは保険料を納付していなかったが、実家に戻り働き始めた12年の夏から秋頃、保険料の未納通知が届いたため、銀行預金から約10万円を引き出し、母に頼んで10万円前後の保険料をまとめて納付してもらったはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料として約10万円を申立人の母に頼んで納付したと主張しているところ、申立期間に係る保険料額は22万6,100円であり、申立人の主張とは大きく相違している上、申立人及び申立人の母は、申立期間に係る保険料納付について記憶が不鮮明であるため、申立期間の具体的な納付状況は不明である。

また、申立人に別の基礎年金番号が払い出された可能性について、オンライン記録による氏名検索を行ったが、申立人に対して別の番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3654

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から51年1月まで

私は、国民年金制度が発足した昭和36年4月に国民年金に任意加入し、53年11月に再就職するまで国民年金保険料を納付し続けた。この間、夫の転勤に伴い何度か転居したが、保険料は夫の勤務先の銀行窓口で納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に国民年金の任意加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は48年6月に社会保険事務所（当時）からA市B区に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の加入手続は同区において51年2月下旬に行われたことが推認できることから、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の夫は、勤務先の銀行窓口で納付書を使用して現年度納付したとしているが、国民年金制度発足当初から当分の間の保険料納付は印紙検認方式であったところ、申立人の夫は、市役所において印紙検認により保険料を納付したことは無いと申述している。

加えて、申立期間は178か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに

申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から56年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を、その当時毎月自宅に来ていた集金人に対して、その都度納付していたのだから、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に自分で納付していたと主張しているところ、A町（現在は、B市）の保管する申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の保険料は未納と記録されており、特殊台帳及びオンライン記録とも一致している。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の再加入手続を行った時期、保険料の納付方法及び納付金額について具体的に記憶していないため、申立期間に係る加入手続状況及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3656

第1 委員会の結論

申立人の平成13年10月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年10月から14年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していなかったところ、平成14年5月頃にA市役所の男性が来て、「国民の義務なので、滞納保険料を納付するように。」と言われ、約1週間後に再訪した同人に申立期間の保険料を納付したのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年5月頃、自宅に来たA市役所の男性職員に過年度保険料に相当する申立期間の国民年金保険料を納付したと申述しているところ、A市B課は、「当市の国民年金保険料の収納員は全員女性であり、現年度保険料のみを集金していた。」と回答している上、同年4月から国民年金保険料の収納事務は国へ移管されたため、市の収納員による国民年金保険料の集金は行われておらず、申立人の申述内容には不自然さが認められる。

また、オンライン記録によれば、平成16年1月19日に過年度納付書が作成されており、同日時点において、申立期間は未納であったと推認できることから、申立人が14年5月頃、A市役所の男性職員に申立期間の国民年金保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3657

第1 委員会の結論

申立人の平成13年11月及び同年12月から15年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年11月
② 平成13年12月から15年5月まで

私は、平成13年11月から15年6月までA（国名）に留学していたが、帰国後、B市役所から国民年金保険料の請求が来たので、同市役所の窓口で数回に分けて納付したはずであり、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は申立期間①に係る国民年金印紙代金（国民年金保険料）納入通知書兼領収証書を所持しており、申立期間①の国民年金保険料が平成13年12月12日に納付されたことが確認できるが、オンライン記録において、当該保険料は海外居住による無資格期間納付を理由として14年2月22日付けで代理人である申立人の母に還付されたことが記録されており、申立人も還付の事実を認めている。

2 申立期間②について、申立人は、海外留学していた申立期間②の保険料を帰国後にB市役所窓口で数回に分けて納付したと主張しているところ、オンライン記録によれば、申立人は国民年金の被保険者資格を平成13年11月3日に喪失し、15年6月15日に再取得していることから、申立期間②は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である上、申立期間②は海外居住していた任意加入対象期間であることから、帰国後、申立期間②に係る被保険者資格を遡及して取得し、保険料を市町村窓口で納付したとは考え難い。

また、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間①及び②は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、国民年金保険料収納事務の電算化が図られた後である上、14年4月以降は保険料収納事務が国に一元化され、収納事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、保険料が納付された場合の記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は考え難い。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3658 (事案 2132 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から60年3月まで

私の夫は、私の老後のことを心配し、結婚直後の昭和50年2月又は同年3月頃にA市役所に電話で国民年金の加入書類を郵送してもらい、郵送で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も夫の分と一緒にB信用金庫C支店(当時)等で納付してくれた。金銭に余裕のあるときは前納をしたこともある。新たな資料としてD社会保険事務所長(当時)からの感謝状を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年10月に職権適用により払い出されたことが市の被保険者名簿から確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより縦覧調査した結果、申立人が別の手帳記号番号で国民年金に加入したことをうかがわせる形跡は見当たらないこと、ii) 申立人の手帳記号番号は、同年10月に払い出されていることから、58年6月以前の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、申立人の被保険者台帳から60年4月から61年3月までの保険料は60年12月に一括して納付されたことが確認でき、申立人が同年3月以前の保険料を遡って納付していたとは考えにくいこと、iii) 申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成22年年3月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から提出された感謝状は、平成元年5月26日にD社会保

険事務所長からE組合宛に贈られたものであり、申立期間当時の申立人の保険料を納付していたことを推認できるものではないことから、申立期間の保険料を納付していたことを示す資料として採用できない上、申立人の主張は当初の申立てと同趣旨の主張であり、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3659

第1 委員会の結論

申立人の平成16年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年9月

私は、平成16年9月に、国民年金保険料の集金を依頼された職員が自宅に来たので申立期間の保険料を納付し、後日その職員が年金手帳を持参したが、申立期間が未納となっているので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、平成16年9月18日に国民年金被保険者資格を取得した記録が記入されているが、オンライン記録上は国民年金の未加入期間とされており、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人は申立期間以前に、20年以上の長期間に及ぶ国民年金の未加入期間がある。

さらに、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、国民年金保険料収納事務の電算化が図られた後である上、14年4月以降は保険料収納事務が国に一元化され、収納事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、保険料が納付された場合の記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3660

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から47年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年11月から47年3月まで

私は、昭和38年11月にA社B工場に入社し厚生年金保険に加入したが、母がその後も47年3月まで国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料は同年7月に還付されたとのことだが、私は受け取っていないので、誰が受け取ったか調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年11月19日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているところ、申立人の特殊台帳には、同日に国民年金被保険者資格を喪失したこと、及び47年7月20日に38年11月から47年3月までの国民年金保険料を還付したことが記載されている上、還付金額に計算上の誤りは無く、その記載内容に不合理な点はない。

また、C市の国民年金被保険者名簿においても、昭和38年11月19日に国民年金被保険者資格を喪失したことが記載されており、オンライン記録及び特殊台帳の記録と一致している。

さらに、申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者であることから、申立期間の保険料が還付されたことについて不自然な点はなく、ほかに保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

なお、申立人は還付された保険料を誰が受け取ったのか調べてほしいと主張しているが、年金記録確認第三者委員会は、年金記録の正当性を判断するものであり、当時の関係資料も保存されていないことから、還付金の受領者を特定することはできない。

千葉国民年金 事案 3661 (事案 3235 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から14年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から14年1月まで

私は、社会保険事務所(当時)から申立期間の国民年金保険料の納付を促され、私の母が未納となっていた全ての期間の保険料を納付したはずであり、申立期間の保険料の納付を認めないとする前回の審議結果に納得できないので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人及びその母は、国民年金保険料をまとめて納付したのは1回だけであると述べているところ、オンライン記録により、申立期間直前の平成10年10月から12年3月までの保険料(合計金額23万9,400円)を同年8月25日に一括して過年度納付したことが確認できることから、申立人及びその母の一括納付に関する記憶は、当該期間に関するものである可能性が考えられること、ii) オンライン記録により、申立期間直後の14年2月及び同年3月分の保険料を16年3月22日に過年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付できないこと、iii) 申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料及び周辺事情が見当たらないことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき平成23年2月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、新たな資料や情報は提出されず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3662

第1 委員会の結論

申立人の平成 18 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 1 月

私は、将来のことを考え、国民年金保険料は毎月欠かさず A 市役所 B 支所で納付していたので、1 回だけ納付しないことは考えられない。仮に未納との督促があった場合にも速やかに納付しているはずであり、申立期間の保険料額は覚えていないが、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、将来のことを考え国民年金保険料は毎月欠かさず A 市役所 B 支所で納付してきたと述べているが、保険料の収納事務は、平成 14 年 4 月に市町村から国へ移管されており、申立期間当時、市役所及びその支所では保険料を納付することはできない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は平成 9 年 1 月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から55年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年2月から55年12月まで

私は、昭和49年1月に勤めていた会社を退職して、妻と二人でA(業種)を始めたので、同年3月頃に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料はB市役所から郵送されてきた納付書により毎月C銀行D支店で納付してきたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続きをその妻の国民年金の加入手続きと一緒にを行い、国民年金保険料を納付してきたと申述しているところ、申立人の妻の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の妻は、昭和58年3月又は同年4月頃に国民年金の加入手続きを行ったことが推認できることから、申立人も同時期に国民年金への切替手続きを行ったことがうかがえる上、国民年金への切替手続きを行った時点において、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、特殊台帳及びオンライン記録において、申立人と一緒に保険料を納付したとするその妻も申立期間は未納であることが確認できる上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が納付したとする保険料月額、申立期間当時の法定保険料月額と異なっており、申立人の申述には不自然さがみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から55年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年2月から55年12月まで

私は、夫が昭和49年1月に会社を退職したときに、夫から国民年金に加入するよういわれ、同年3月頃に加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が会社を退職した後の昭和49年3月頃に国民年金の加入手続を行ったと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から57年11月19日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は58年3月又は同年4月頃に加入手続を行ったことが推認できることから、申立人の申述と相違する上、加入時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人が納付したとする保険料月額、申立期間当時の法定保険料月額と異なっており、申立人の申述には不自然さがみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月及び同年11月

私は、昭和47年9月にA区からB市に転入した。同年10月に妻がその届出を行ったときに職員から「B市に転入された方は国民年金保険料を2か月分まとめて納付してもらい、3か月目からは職員が集金に伺う。」と言われ、申立期間の保険料を納付したが、その後、集金には来なかった。領収書は無くしてしまったが、妻は住民票の手続と保険料を納付したことは記憶していると言っている。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が昭和47年10月にB市で転入手続を行った際に市の職員から2か月分の国民年金保険料を納付するように説明があり、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立期間当時の保険料は、年4回の納期限に基づき、通常、3か月分の保険料を納付することになっており、年度当初から納付すべき期間がある場合、その年度の4月の保険料から請求されることとなっていたことから、申立人の主張には不自然さがうかがえる。

また、C区における国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人が昭和47年9月にB市へ転入した際、国民年金被保険者の住所変更手続を行った形跡は無い上、平成23年2月10日に所在が判明し住所変更されていることが、オンライン記録上確認できることから、B市において申立期間の保険料が納付できたとは考え難い。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号

払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの期間、56年2月から57年6月までの期間及び58年5月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和54年4月から55年3月まで
② 昭和56年2月から57年6月まで
③ 昭和58年5月から同年6月まで

私は、平成元年8月頃、国民年金の加入手続のためA市役所に行ったが、過去に国民年金保険料の未納があると言われたため、B社会保険事務所（当時）に行き、過去の未納分の保険料を一括して納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年8月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、社会保険事務所（当時）から同年1月にA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人は同時期以降に加入手続を行ったことが推認できることから、申立人の主張する加入時期と符合しているが、申立人が加入手続を行ったとする同年8月を基準にすると、申立期間①、②及び③は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月1日から37年1月1日まで
私は、A社での厚生年金保険の加入期間に対し脱退手当金が支給されたことになっているが、同社を退職するに当たり、退職金などの一時金は一切受け取っておらず、脱退手当金についても受け取った覚えが無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の前後50人について調べたところ、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日（昭和37年1月1日）の前後2年以内に資格喪失した脱退手当金の受給資格者は、申立人を除き18人おり、そのうちの11人に脱退手当金の支給記録がある上、その11人全員が資格喪失日から4か月以内に支給決定されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人は、昭和37年1月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後は、国民年金の強制加入期間であるにもかかわらず、40年3月まで国民年金保険料を納付しておらず、年金制度に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3682

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 2 日から 42 年 8 月 1 日まで
私は、昭和 42 年 7 月末に A 社を退職したが、脱退手当金を受給した覚えは無く、そのような制度があることも知らなかった。申立期間について脱退手当金が支給されたとする記録に納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 5 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さほうがえない。

また、申立人は、昭和 42 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後は、国民年金の強制加入期間であるにもかかわらず、52 年 6 月まで国民年金保険料を納付しておらず、年金制度に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 19 日から 38 年 5 月 26 日まで
私は、A社（現在は、B社）を昭和 38 年 5 月 25 日に退職し、同年 10 月に結婚した。当時、私は脱退手当金制度を知らず、退職時に会社から脱退手当金についての説明は無く、脱退手当金を請求した覚えも、受け取った覚えも無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、A社を退職した約 31 か月後の昭和 40 年 12 月 3 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年 12 月 22 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3684 (事案 2505 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 9 月 1 日から 34 年 10 月 1 日まで
② 昭和 35 年 8 月 25 日から 37 年 2 月 1 日まで

私は、前回の申立てに対する年金記録の訂正は必要ないとする通知において、私が脱退手当金を受給したことを認めたとされたが、A公共職業安定所で失業保険を受給したことと思い違いしたものであり、脱退手当金は受給していない。また、電話での聴取に対し、私がB社の事務員が代理請求したと述べたとされているが、そのように話したことは無く、C事業所とB社を統合した厚生年金保険被保険者証を受け取ったと述べたものである。前回の審議結果に納得できないので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、D社及びE社で加入していた厚生年金保険に対し脱退手当金が支給されているとの国の記録を不服とし、F県社会保険審査官へ審査請求及び社会保険審査会へ再審査請求を行っているが、その2度の審査請求において、C事業所及びB社で加入していた厚生年金保険については、脱退手当金の受給を認めていること、ii) 電話での聴取に対し、「B社の事務員が勝手に脱退手当金を請求してしまった。B社での加入期間だけだと24か月にならないが、その前のC事業所の期間を合わせると、24か月を超えるので請求できると言っていた。それで、その事務員が請求した一時金を受け取ったと審査会では説明した。」と供述しており、申立期間に係る脱退手当金の受領は認めていることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成22年10月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金を受給したというのは思い違いであったこと、及び電話での聴取についてそのような発言をしていないことを主張し、年金記録の訂正を求めているが、これらの主張は当委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年12月頃から24年4月頃まで
② 昭和24年9月頃から27年1月頃まで

私は、戦後の昭和20年にA（施設）がB国軍に接收され、同年12月からC（業務）要員としてD事業所に勤務し、その後もE（職種）及びF（職種）として勤務していたが、D事業所の勤務期間の一部しか厚生年金保険の加入期間になっていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和20年12月からD事業所で勤務していた。」と主張している。

しかしながら、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和23年12月1日保発第92号厚生省保険局長通知）により、進駐軍労務者が国の事務所に使用される者として、厚生年金保険の強制被保険者として適用されるようになったのは24年1月1日以降であり、これ以前については強制被保険者としての資格を有していないものと推認できる上、D事業所の事務を管掌するG（機関）が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年4月1日であり、申立期間①は適用事業所になる前の期間である。

また、厚生年金保険手帳記号番号払出簿により、当該事業所において、申立人が氏名を挙げた元同僚が、申立人と同じく昭和24年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間①当時の事業所はH（機関）であった。」と供述しているが、H（機関）の年金記録を管理しているI共済組合連合会は、「申立人の加入記録は無い。」と回答している上、昭和

24年1月1日より厚生年金保険の適用を受けていたH（機関）J事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「D事業所で勤務していた昭和24年から26年頃、K県においてL（業務）要員でM（職種）としてN事業所に駐留し勤務した。」と主張しているが、G（機関）の事務を引き継いでいるO（機関）は、「申立人に係る記録が保管されていないため確認できない上、厚生年金保険の届出及び保険料控除については不明である。」と回答している。

また、N事業所の事務を管掌していたP（機関）の資料が移管されているQ（機関）に照会したところ、「申立人に係る記録は無く、厚生年金保険の届出及び保険料控除については不明である。」と回答している。

さらに、申立人は、昭和26年4月からR（学校）に通学しており、「入学以後もD事業所で引き続き勤務していたが、学業の都合で勤務日数が週に3日くらいに減った。」、「夏休みの間は1、2か月継続して勤務していたが、アルバイトだったのかもしれない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月 2 日から 47 年 10 月 16 日まで
② 昭和 49 年 4 月 1 日から 55 年 5 月 11 日まで

私は、昭和 46 年 4 月から 47 年 10 月まで A 社、49 年 4 月から 55 年 5 月まで B 社にそれぞれ勤務した。双方の事業所における標準報酬月額が当時の給与と比較して低額であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和 46 年 4 月から 47 年 10 月まで A 社に勤務したが、標準報酬月額が当時の給与と比較して低額であることに納得できない。」と主張している。

しかし、当該事業所の事業主及び C 健康保険組合は、「申立人の申立期間①に係る報酬月額、厚生年金保険料控除額が分かる賃金台帳等の関連資料を保有していない。」と回答していることから、申立人の申立期間①当時の保険料控除について確認できない。

また、当該事業所において、申立期間①に厚生年金保険に加入記録がある元同僚 5 人のうち、所在が判明し回答を得ることができた 3 人は、「申立期間①当時、自分の厚生年金保険の標準報酬月額について不自然さは無かった。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、記録訂正の形跡も無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、昭和 49 年 4 月から 55 年 5 月まで B 社に勤務したが、標準報酬月額が当時の給与と比較して低額であることに納得できない。」と主張している。

しかし、当該事業所の事業主は、「平成 12 年 7 月より当該事業所の業態変更を行っており、それ以前のデータは保存していないことから申立人の申立期間②の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。」と回答している。

また、当該事業所において、申立期間②に厚生年金保険の加入記録がある元同僚 7 人のうち、所在が判明し回答を得ることができた 3 人は、「申立期間②当時、自分の厚生年金保険の標準報酬月額について不自然さは無かった。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、記録訂正の形跡も無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から57年9月まで

私は、昭和52年9月から61年4月まで、A区BのC社に勤務したが、56年10月から57年9月までの厚生年金保険の標準報酬月額が前年より減額されていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間における標準報酬月額が前年より減額されていることは納得できず、当時の給与支給額は36万円ぐらいであった。」と主張している。

しかし、C社から提出された申立人の申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」により、算定基礎届の対象月である昭和56年5月、同年6月及び同年7月の報酬月額として、同年5月は23万8,592円、同年6月は20万4,992円及び同年7月は24万8,761円と記載されており、その3か月の平均額の23万781円から決定される標準報酬月額が24万円となっていることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、当該事業所は、「申立人は、昭和53年2月から58年4月までの期間は、D（職種）として、基本給プラス業務成績による歩合給の給与形態をとっていた。」と回答している。

さらに、申立期間当時の当該事業所のD（職種）の課長は、「業務成績により毎月同じ給与ではないので、給与支給額が多少変動することはあり得る。」と供述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控

除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月から 47 年 1 月 1 日まで

私は、職業訓練の専門学校に1年通ってから、昭和 44 年 3 月に兄が勤めていたA社（現在は、B社）に就職し、C（職種）として 46 年 12 月 31 日まで勤務した。申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、職業訓練の専門学校の同級生で申立人と同時期に当該事業所に入社した元同僚2名は、当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録が無い上、聴取できた1名は「自分はアルバイトだったので厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

また、B社は、「当時の状況は不明である。」と回答しており、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る職歴審査照会回答票及び厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者は 57 名いるが、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3689

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 13 日から 41 年 1 月 11 日まで
② 昭和 41 年 9 月 1 日から 45 年 7 月 21 日まで
③ 昭和 49 年 1 月 15 日から 50 年 4 月 16 日まで

私は、昭和 50 年 9 月 12 日に脱退手当金を支給されたことになっているが、もらった記憶が無い。年金事務所からの通知に納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、同社を退職した約4か月後の昭和50年8月30日に重複整理の手続がとられたことが厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記録されており、申立期間の脱退手当金が同年9月12日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3690

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 27 日から 40 年 1 月 31 日まで
② 昭和 40 年 7 月 11 日から 42 年 1 月 21 日まで

私の年金記録において、申立期間①及び②については、昭和 42 年 3 月 22 日に脱退手当金を支給されたこととされているが、同年 2 月 21 日に結婚後、すぐにA市Bに転居したため、脱退手当金は受給していないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の備考欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から2か月後の昭和 42 年 3 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いこと、及び住所を移動したので受け取れるはずがないことのほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年9月17日まで
私は、申立期間にA社で勤務したが、終戦の混乱で事業所が閉鎖になる際、脱退手当金の説明を受け、手続を行った覚えは無く、受領した覚えも無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和21年2月27日に支給決定されているところ、19年10月の厚生年金保険法改正により、厚生年金保険被保険者期間が6か月以上3年未満の者が業務外の事由により死亡したとき、その他命令をもって定める場合（戦争終結による事業所の廃止、休止又は縮小により被保険者がその資格を喪失したとき）に、短期脱退手当金を支給することとされているところ、申立人の被保険者期間や退職理由は、これらの要件に合致することから、当該支給決定に不自然さはみられない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳により、短期脱退手当金が支給されたことを示す「脱手 11 か月 24.99 円 21. 2. 27 法 49 条の 3」等が記載されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年8月26日まで
② 昭和21年4月1日から25年10月26日まで
③ 昭和30年3月1日から同年12月1日まで

私は、厚生年金保険被保険者記録に昭和31年2月13日支給と記録されている脱退手当金について、受給した記憶が無い。当時、脱退手当金制度のことは知っていたが、家庭の事情で退職したあとに将来仕事をすることも考えており、受給はしなかったもので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の支給記録が記載されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和31年2月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和31年2月13日に支給決定されているところ、当時は通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3693

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 11 月 1 日から 38 年 11 月 11 日まで
② 昭和 39 年 1 月 10 日から 40 年 9 月 1 日まで

私は、A事業所及びB事業所（現在は、C事業所）に勤務した期間について、年金記録では脱退手当金を受給したことになっているが、B事業所を退職するときには、脱退手当金制度を知らなかったため、請求手続はしておらず、脱退手当金を受け取っていないので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印がされているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和40年11月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3694

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 1 日から 41 年 12 月 1 日まで
私は、A社に勤務した期間について、年金記録では脱退手当金を受給したことになっているが、同社を退職するときには、脱退手当金制度を知らなかったため、請求手続はしておらず、脱退手当金を受け取っていないので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印がされているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和42年3月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。